

# 沖縄工業高等専門学校学業成績の評価並びに学年の課程の修了及び卒業の認定に関する規則

改正 [平成16年 4月 1日]  
規則第1号  
平成18年 10月 23日  
規則第20号  
平成20年 2月 20日  
規則第20号  
平成20年 3月 31日  
規則第20号  
平成20年 12月 17日  
規則第22号  
平成22年 12月 15日  
規則第23号  
平成23年 5月 25日  
規則第25号  
平成25年 8月 7日  
規則第26号  
平成26年 3月 12日  
規則第28号  
平成28年 3月 8日  
規則第28号  
平成28年 3月 29日  
規則第28号  
平成28年 4月 20日  
規則第28号  
平成28年 12月 16日  
規則第29号  
平成29年 12月 27日  
令和3年 4月 21日  
規則第9号

## 第1章 総則

(趣旨)

**第1条** この規則は、沖縄工業高等専門学校学則（平成16年学則第1号。以下「学則」という。）第22条第2項の規定に基づき、沖縄工業高等専門学校における試験、学業成績の評価、学年の課程の修了及び卒業の認定等について必要な事項を定めるものとする。

## 第2章 試験

(試験)

**第2条** 試験は、学業成績の評価を行う際の資料として、必要な授業科目（以下「科目」という。）について、定期又は随時に実施するものとする。

2 試験は、定期試験、中間試験、追試験、再試験及び追認試験とする。

(定期試験及び中間試験)

**第3条** 定期試験は、前学期末及び後学期末に実施する。

2 必要のある科目については、各学期の中間に中間試験を実施することがある。

3 平素の成績で評価し得る科目については、定期試験の全部又は一部を実施しないことがある。

(追試験)

**第4条** 公認欠席、病気、忌引、その他やむを得ない理由で定期試験又は中間試験の全部又は一部を受験できなかった者については、原則として当該科目の追試験を実施する。

2 追試験を受けようとする者は、当該試験期間の終了後、速やかに追試験受験願（様式第1号）を科目担当教員及び第1学年又は第2学年にあっては学級担任、第3学年以上にあつては学科担任の確認を経て校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(再試験)

**第5条** 中間試験の素点又は学期末の総合評価が60点未満の者については、再試験を実施することがある。

2 前項において再試験を実施した科目担当教員は、所定の期日までに教務係へ学習指導報告書を提出しなければならない。

(追認試験)

**第6条** 未修得科目を持つ者の当該科目については、追認試験を実施することがある。

2 追認試験に関し必要な事項は別に定める。

### 第3章 成績の評価及び単位の認定

(学業成績の評価)

**第7条** 学業成績は、科目ごとに、試験による成績と平素の成績とを総合した学年成績によって評価する。

(試験の成績の評価)

**第8条** 試験の成績の評価は、その試験の結果に基づき100点法による。

(学年成績の評価)

**第9条** 学年成績は、その年度における各学期の試験の成績、提出物、出席状況及び学習態度等を総合して100点法により評価し、次の区分により「S」、「A」、「B」、「C」又は「F」の評語で表わすものとする。ただし、インターンシップ、創造研究及び特別活動の評価の区分は、「合格」又は「不合格」とする。

学業成績の評価	評語
100点～90点	S
89点～80点	A
79点～70点	B
69点～60点	C
59点～0点	F

2 学年成績を指導要録及び学業成績証明書に記載する場合には、評語及び「合格」又は「不合格」によるものとする。

(正当な理由なく試験を欠席した場合)

**第10条** 正当な理由なく試験を欠席したと認められた者の当該試験科目の成績は0点とし、再試験は受験できないものとする。

(不正行為を行った場合)

**第11条** 試験中に不正行為を行った者に対しては、その時以降の受験を停止させ、当該試験期間中の全科目の成績を0点とするとともに、学則第56条の規定により、懲戒を加えるものとし、再試験は受験できないものとする。

(履修科目の認定)

**第12条** 出席時間数が、年間総授業時間数の3分の2以上の科目については、当該科目を履修したものと認定する。ただし、校長が特に認めた海外留学生として派遣されるため年度をまたがって休学する学生の出席時間数については、休学期間以外の当該年度の出席時間数に前年度の出席時間数を加えたものとし、年間総授業時間数については、休学時間以外の当該年度と前年度の授業時間数を合算したものとする。

(単位修得の認定)

**第13条** 前条の規定により認定した履修科目の学年成績の評価が60点以上の科目については、単位を修得したものと認定する。

#### 第4章 学年の課程の修了及び卒業の認定

(学年の課程の修了及び卒業の認定)

**第14条** 学年の課程の修了及び卒業の認定は、教員会議の議を経て校長がこれを行う。

2 学年の課程の修了及び卒業の認定にあたっては、授業科目及び特別活動(第1学年から第3学年のみ)の履修状況並びに次の各号に掲げる条件をすべて満たしていることを基準とする。ただし、校長が特に認めた海外留学生として派遣されるため年度をまたがって休学する学生の学年の課程及び卒業の認定にあたっては、休学期間以外の当該年度と前年度の授業日数を合算して年間総授業日数を算出するものとする。

(1) 学則別表第1及び別表第2に定める科目を履修していること。

(2) 学則に定める当該学年における修得すべき科目の単位を全て修得していること。

(3) 出席日数が年間総授業日数の3分の2以上であること。ただし、第4学年及び第5学年において原級留置となった学生のうち、それぞれの学年の原級留置決定年度において修得科目のあった者を除く。

(4) 特別活動が「合格」であること。

3 前項各号の条件を満たさない者で特別な理由があると校長が認めた者については、教員会議において審議した上で、校長が総合的に判定する。

4 卒業に必要な修得単位数は、学則別表第3に記した単位数とする。

(編入学生の学年の課程の修了及び卒業の認定)

**第14条の2** 学則第26条の規定に基づき入学した学生(以下「編入学生」という。)の学年の課程の修了及び卒業の認定は、教員会議の議を経て校長がこれを行う。

2 編入学生の学年の課程の修了及び卒業の認定その他必要な事項は、別に定める。

(転入生の学年の課程の修了及び卒業の認定)

**第14条の3** 学則第27条の規定に基づき入学した学生(以下「転入生」という。)の学年の課程の修了及び卒業の認定は、教員会議の議を経て校長がこれを行う。

2 転入生の学年の課程の修了及び卒業の認定その他必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生の学年の課程の修了及び卒業の認定)

**第14条の4** 学則第50条の規定に基づき入学した学生(以下「外国人留学生」という。)の学年の課程の修了及び卒業の認定は、教員会議の議を経て校長がこれを行う。

2 外国人留学生の学年の課程の修了及び卒業の認定その他必要な事項は、別に定める。

(転科生の学年の課程の修了及び卒業の認定)

**第14条の5** 学則第29条の規定に基づき転科した学生(以下「転科生」という。)の学年の課程の修了及び卒業の認定は、教員会議の議を経て校長がこれを行う。

2 転科生の学年の課程の修了及び卒業の認定その他必要な事項は、別に定める。

(仮進級)

**第15条** 前条第2項第2号に該当しない者で、次の各号に掲げる条件を満たした者については、次学年に仮進級させる。

(1) 第1学年、第2学年及び第4学年においては、未修得の科目の単位数が10単位以内の者。

(2) 第3学年においては、第2学年まで修了し、未修得の科目の単位数が4単位以内の者。

(原級留置)

**第16条** 教員会議において進級及び仮進級を認定されない者は、原級留置とする。

2 第3学年以下において原級留置になった場合は、前年度の修得単位を無効とし、その学年の授業科目及び特別活動の全てを再履修しなければならない。ただし、現学年に留められた者が進路変更するために退学を希望する場合には、前年度の修得単位を有効とする。

3 第4学年又は第5学年において原級留置になった場合は、当該学年の修得単位を有効とし、当該学年における未修得科目を履修しなければならない。ただし、当該学年で修得した科目についても聴講することができるものとする。

## 第5章 雑 則

(雑則)

**第17条** この規則の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平18.10.23規則第20号)

この規則は、平成18年10月23日から施行する。

附 則 (平20.2.20規則第1号)

この規則は、平成20年2月20日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則 (平20.3.31規則第9号)

この規則は、平成20年3月31日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則 (平20.12.17規則第17号)

この規則は、平成20年12月17日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則 (平22.12.15規則第9号)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

2 平成22年度以前の入学者にあつては、第14条第4項に定める修得単位数はなお従前のとおりとする。

附 則 (平23.5.25規則第19号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平25.8.7規則第12号)

この規則は、平成25年8月7日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則 (平26.3.12規則第3号)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 平成25年度以前の入学者にあつては、第14条第4項に定める修得単位数はなお従前のとおりとする。

附 則 (平28.3.8規則第3号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平28.3.29規則第16号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平28.4.20規則第18号）  
この規則は、平成28年4月20日から施行する。

附 則（平28.12.16規則第25号）  
この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平29.12.27規則第8号）  
この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令3.4.21規則第9号）  
この規則は、令和3年4月21日から施行し、令和3年4月1日から適用する。